

○土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務施行細則（昭和49年10月8日規則第68号）

土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務施行細則

昭和四十九年十月八日

規則第六十八号

改正 昭和五二年 六月二四日規則第四一号 昭和五三年 四月 一日規則第一八号
昭和五五年 三月 四日規則第三号 昭和五七年 七月二三日規則第五四号
昭和六二年一〇月二二日規則第七一号 平成 元年 二月一〇日規則第一一号
平成 四年 九月二九日規則第一〇〇号 平成 九年 三月一四日規則第二一号
平成一二年 三月一四日規則第一三三号 平成一五年 三月 七日規則第二五号
平成一五年一〇月一七日規則第一二七号 平成一六年一〇月一五日規則第一六一号
平成一七年 三月 七日規則第二五号 平成一七年 七月二二日規則第一四七号
平成一九年 九月二八日規則第八四号 平成二一年 七月一七日規則第七七号

土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務施行細則
題名改正〔昭和五五年規則三号〕

（趣旨）

第一条 この規則は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ、第六十三条第三項第六号及び第六十八条の六十九第三項第六号の規定による認定の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和五二年規則四一号・五五年三号・五七年五四号・六二年七一号・平成元年一一号・四年一〇〇号・九年二一号・一五年二五号・一二七号・一六年一六一号・一七年一四七号・一九年八四号・二一年七七号〕

（認定申請の手続）

第二条 法第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ、第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十九第三項第六号の規定による認定（以下「優良住宅認定」という。）を受けようとする者は、住宅の新築の工事が完了した後に、優良住宅認定申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、法第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニの規定による認定の申請は、認定が可能な程度に住宅の新築の工事が進ちよくしている場合においては、当該工事が完了する前においても行うことができる。

- 一 新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地（以下「一団の宅地」という。）の地積測量図
- 二 一団の宅地に係る土地の登記事項証明書
- 三 一団の宅地について、宅地の造成を要しないことを証明する書類
- 四 一団の宅地の付近見取図 方位、道路、目標となる地物等を記載した図面
- 五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の写し及び同法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証の写し
- 六 申請者の宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）に基づく資格、設計者及び工事監理者の建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に基づく資格並びに工事施工者の建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づく資格を有することを証明する書類
- 七 床面積計算書 各戸及び各階ごとに、居住の用に供する部分と居住の用に供する部分以外の部分との別、専有部分と共用部分との別、住宅部分と非住宅部分との別、延べ床面積、各階ごとの床面積その他住宅の居住の用に供する部分を算定するために必要な事項を記載したもの
- 八 各階平面図 方位、間取、各室の用途、壁の位置及び種類、台所等の設備並びに床面積計算上必要な事項を記載した図面で縮尺百分の一であるもの
- 九 台所、水洗便所、洗面設備、浴室並びに収納設備に関する説明書及び図面
- 十 配置図 方位、敷地の境界線、敷地内における家屋及び附属家屋の位置並びに敷地面積計算に

必要な事項を記載した図面で縮尺百分の一であるもの

十一 敷地面積計算書

十二 請負契約書 その他の書類又はその写しで、住宅の建築費の証明となるもの

十三 建築費計算書 総建築費及びその細目(本体工事、特殊基礎工事及び各附属設備工事ごとに、昭和五十四年建設省告示第七百六十八号第三の四に規定する建築費に含まれる費用と含まれない費用との区別に従つて記載する。)、請負契約書その他の書類との関連に関する説明並びに三・三平方メートル当たりの建設費に関する事項を記載したもの

十四 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

一部改正〔昭和五二年規則四一号・五五年三号・五七年五四号・六二年七一号・平成元年一一号・四年一〇〇号・九年二一号・一二年一三号・一五年二五号・一二七号・一六年一六一号・一七年二五号・一四七号・一九年八四号・二一年七七号〕

(認定申請のの特例)

第三条 前条の規定にかかわらず、住宅の新築の工事完了前に法第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニの規定による認定を受けた者で、当該工事が完了した後に法第二十八条の四第三項第六号、第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十九第三項第六号の規定による認定を受けようとするものは、優良住宅認定申請書(別記第一号様式)に法第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニの規定による認定を受けた旨及び認定番号を記載し、次の各号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

一 法第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニの規定による認定書の写し

二 建築基準法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証の写し

三 法第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニの規定による認定を受けた後の設計上の変更事項等に関する書類

四 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

追加〔昭和五五年規則三号〕、一部改正〔昭和五七年規則五四号・六二年七一号・平成元年一一号・四年一〇〇号・九年二一号・一二年一三号・一五年二五号・一二七号・一六年一六一号・一七年一四七号・一九年八四号・二一年七七号〕

(認定の基準)

第四条 知事は、優良住宅認定の申請があつた場合において、当該申請に係る住宅の新築が昭和五十四年建設省告示第七百六十八号に規定する基準に適合しないと認めるときは認定しないものとする。

一部改正〔昭和五五年規則三号〕

(認定書の交付)

第五条 知事は、優良住宅認定を行つた場合は、優良住宅認定書(別記第二号様式)を申請者に交付するものとする。

一部改正〔昭和五五年規則三号・六二年七一号〕

(申請書等の提出部数)

第六条 第二条の規定による優良住宅認定申請書及びその添付図書の提出部数は、各一部とする。

一部改正〔昭和五五年規則三号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十二年六月二十四日規則第四十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十三年四月一日規則第十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十五年三月四日規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十七年七月二十三日規則第五十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十二年十月二十二日規則第七十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年二月十日規則第十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年九月二十九日規則第百号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に造成工事に着手し、又は既に造成工事を完了している宅地の造成について、法第六十二条の三第四項第八号ハの規定による認定を受けようとする者は、改正後の土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務施行細則第二条第一項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して九十日以内に限り認定の申請をすることができる。

附 則（平成九年三月十四日規則第二十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月十四日規則第十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年三月七日規則第二十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年十月十七日規則第百二十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年十月十五日規則第百六十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年七月二十二日規則第百四十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年九月二十八日規則第八十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年七月十七日規則第七十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第一号様式

（第二条及び第三条）

全部改正〔昭和55年規則3号〕、一部改正〔昭和57年規則54号・62年71号・平成元年11号・4年100号・9年21号・15年25号・127号・16年161号・17年147号・19年84号・21年77号〕

第二号様式

（第五条）

全部改正〔昭和62年規則71号〕、一部改正〔平成元年規則11号・4年100号・9年21号・15年25号・127号・16年161号・17年147号・19年84号・21年77号〕